

157

様式44

令和 4年 6 月 29 日

三重県知事 様

医療法人住所 三重県員弁郡東員町穴太2000番地

医療法人の名称 医療法人大仲会

大仲さつき病院

理 事 長 佐藤 俊昭



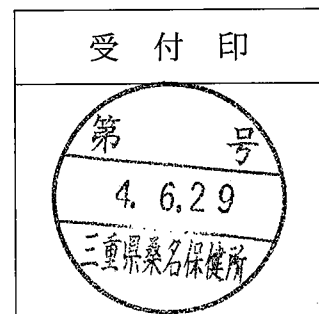
電 話 0 5 9 4 (7 6) 5 5 1 1

決 算 届

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算を終了したので、医療法第5
2条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書
(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1)名称 医療法人 大仲会
① 財団 社団(■出資持分なし□出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2)事務所の所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地
(3)設立認可年月日 昭和51年5月21日
(4)設立登記年月日 昭和51年5月27日
(5)役員

	氏名	備考
理事長	佐藤 俊昭	
理事	伊藤 憲昭	大仲さつき病院 管理者
同	松下 直美	
同	渡邊 明彦	
同	平尾 亮人	大仲ファミリークリニック 管理者
監事	篠原 正行	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1)本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	大仲さつき病院	三重県員弁郡東員町大字穴太 2000番地	精神病床 242床
診療所	大仲ファミリークリニック	三重県桑名市大仲新田屋敷327-2	

- 注) 1. 地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書出記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2)付帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションひばり	三重県員弁郡東員町大字穴太 2000番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3)収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4)当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月21日	第19期 事業報告承認
令和3年5月21日	第19期 決算承認
令和3年9月29日	古田医院の名称変更及びそれに伴う定款変更
令和3年12月22日	役員の変更
令和4年3月23日	第21期事業計画及び収支予算の承認
令和4年3月23日	第21期借入上限額及び貸付限度額の決定
令和4年3月23日	社員の入退社の件
令和4年3月23日	役員選任の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5)当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(6)当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7)その他

様式2

法人名 医療法人 大仲会
所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 2,299,993 千円
2. 負 債 額 1,626,911 千円
3. 純 資 産 額 673,082 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	600,190
B 固 定 資 産	1,699,803
C 資 産 合 計 (A+B)	2,299,993
D 負 債 合 計	1,626,911
E 純 資 産 (C-D)	673,082

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大仲会
 所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	600,190	I 流動負債	248,608
現金及び預金	314,859	買掛金	19,348
医業未収入金	255,638	短期借入金	165,000
未収入金	1,733	未払金	2,451
医薬品	12,355	未払費用	779
給食用材料	0	前受金	0
貯蔵品	2,039	仮受金	0
短期貸付金		預り金	6,855
役員従業員短期貸付金	14,200	賞与引当金	53,843
仮払金	819	未払法人税等	172
前払費用	176	未払消費税	160
その他の流動資産			
貸倒引当金	-1,629	II 固定負債	1,378,303
II 固定資産	1,697,094	長期借入金	1,254,221
1 有形固定資産	1,646,250	退職給与引当金	124,082
土地	519,988	その他の固定負債	
建物	799,224		
建物付属設備	231,906	負債合計	1,626,911
構築物	34,962		
医療用器械備品	4,187	純資産の部	
その他の器械備品	50,771	科目	金額
車両運搬具	0	I 純資産額	673,082
その他の有形固定資産	5,212		
2 無形固定資産	12,981	純資産合計	673,082
電話加入権	304		
ソフトウェア	10,918		
その他の無形固定資産	1,759		
3 その他の資産	37,863		
出資金	50		
差入保証金	700		
長期前払費用	500		
その他の投資	36,613		
III 繰延資産	2,709		
その他の繰延資産	2,709		
資産合計	2,299,993	負債・純資産合計	2,299,993

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 大仲会
所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,618,590
2 事業費用		
(1) 事業費	1,589,321	
(2) 本部費	0	1,589,321
本来業務事業利益		29,269
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		41,182
2 事業費用		24,605
附帯業務事業利益		16,577
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事 業 利 益		45,846
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収益	34,806	34,811
III 事業外費用		
支払利息	10,220	
その他の事業外費用	12,696	22,916
経 常 利 益		57,741
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,625	
その他の特別利益	0	1,625
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失	196	196
税 引 前 当 期 純 利 益		59,170
法人税・住民税及び事業税	27,708	27,708
当 期 純 利 益		31,462

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人大仲会
理事長 佐藤 俊昭 殿

私は、医療法人大仲会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月25日

医療法人大仲会
監事 篠原 正行

